

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 21 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査
- 2 監査の対象 新庄・最上さくらが丘斎苑(指定管理者 株式会社 セロン東北)
令和 2 年度の施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和 3 年 8 月 19 日から令和 3 年 9 月 3 日まで
- 4 監査の方法
監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。
- 5 監査の結果
指定管理事業について、提出された資料等に基づき、関係帳簿を照合確認した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であると認めた。
ただし、次の指摘事項については、改善措置が必要と認められる。

(指摘事項)

委託料等の支払いについて、支払額の取扱いに係る書類が未整備である。